（水源地域対策特別措置法施行令及び過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　次に掲げる政令の規定中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

一　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）第六条第一項の表

二　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第六条第六項第十一号

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

第二十一条　私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第二号ロ中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同号ハ中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一の二十二の項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を、「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令の一部改正）

第二十三条　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二十四条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の項中「若しくは中学校又は」を「、中学校若しくは義務教育学校又は」に、「若しくは中学校（」を「、中学校（」に、「）又は」を「）若しくは義務教育学校又は」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二十五条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号及び第十二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十三条第七号中「中等教育学校」を「義務教育学校、中等教育学校」に改める。

第三十四条第五号及び第十号並びに第三十五条第五号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三十六条第一号中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を、「並びに中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第三十九条第一号及び第二号並びに第四十三条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十二号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十三号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行に伴い、並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項、第十条第一項及び第十二条第六項並びに国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正）

第一条　不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法施行令

第十条第一項中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第四条第二項、第六条及び第九条第一項」を「第七条及び第二十九条第一項」に、「第六条の」を「第七条第一項の」に改め、同項ただし書中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十二条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第九条第一項中「第十二条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同条を第二十二条とする。